

# 広報かさま お知らせ版

笠間市

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所



笠間・友部地区から Tel.0296(77)1101 または Tel.0296(72)1111  
 岩間地区から Tel.0299(37)6611

■お知らせ

- ①屋外広告物の表示には許可が必要です
- ②未婚の児童扶養手当受給者の方に  
臨時・特別給付金を支給します
- ③児童扶養手当現況届を提出してください
- ④障がい者（児）に対する各種手当の所得状況届  
および現況調査表を提出してください
- ⑤全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を  
実施します
- ⑥高齢者を対象とした無料の歯科健診を実施します
- ⑦健康診査（9月分）を実施します
- ⑧就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度  
認定試験を行います
- ⑨高等学校卒業程度認定試験受験案内を  
配布します
- ⑩夏季英語集中プログラムの参加者を募集します
- ⑪第29回 笠間のまつりに伴う交通規制を行います
- ⑫デマンドタクシーかさまはお盆期間中運休します
- ⑬友部駅および南北自由通路の耐震天井工事を  
実施します
- ⑭農業公社の職員を募集します
- ⑮シルバー人材センター入会説明会を開催します
- ⑯移送サービスの協力会員を募集します
- ⑰エコフロンティアかさま監視委員会を開催します
- ⑱いばらきヘルスロード候補地を募集します
- ⑲第13回 塙保己一賞<sup>はなわほきいち</sup>の表彰候補者を募集します
- ⑳健康体操教室を開催します
- ㉑筑波山地域ジオパーク愛宕山ジオツアー  
を開催します
- ㉒ハローワーク水戸マザーズコーナー  
就職応援セミナーを開催します

■趣味・体験

- ㉓霞ヶ浦ECO フェスティバル 2019
- ㉔憲法とは何かを考える～家族・平和・人権
- ㉕市内施設見学会
- ㉖夏休みダンス運動あそびで元気アップ
- ㉗森林ボランティア育成講座
- ㉘フラワーアレンジメント教室
- ㉙川嶋志乃舞ホームタウンライブ 2019

## ① 屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告塔、広告板、建物等に掲出されたものをいいます。

これら屋外広告物の表示は、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、一定のルールを定めています。

屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。まちの良好な景観のために、許可を受けましょう。

なお、県では秋に開催する茨城国体を機に、違反広告物の是正指導を行っていて、市も県と連携協力した取り組みを実施しています。

みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

問 都市計画課（内線 586）